

川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、川島町空き家等対策計画に基づき、町内に所在する空き家の所有者等が、空き家の利活用に係る融資取扱金融機関（以下「金融機関」という。）から資金を借り入れた際に支払う利子に対して補給金を交付することで、資金調達に係る負担を軽減し、もって町民の安全・安心の確保及び地域の活性化につなげることを目的とする。

(利子補給対象事業)

第2条 金融機関の融資対象となる事業は、空き家の利活用を目的に所有者等が実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家を賃貸に供するための改築・改装
- (2) 空き家の解体
- (3) その他町長が認めるもの

第3条 利子に対する補給金（以下「利子補給金」という。）の交付は、この要綱に定めるもののほか、町及び金融機関との間で締結する協定に基づき行うものとする。

(利子の補給)

第4条 町は、この要綱により金融機関が貸付けを行った場合、予算の範囲内で第5条に定める利子補給金を交付する。

2 利子補給金は、同一の空き家に対して1回の貸付けに限り交付する。

(利子補給の率)

第5条 利子補給の率は、第2条に基づき金融機関と締結する協定において定める利率と同等とし、利子補給金の申請者の利子負担を実質0パーセントとする。

(利子補給金の額)

第6条 交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）における融資資金につき、支払い済み約定利子に対し、前条に定める利子補給の率で算出した額とする。ただし、延滞による利子は含まないものとする。

(利子補給対象者)

第7条 利子補給金の交付を受けることができる所有者等は、金融機関の融資対象者かつ次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 本人及びその者が属する世帯全員が、現に居住している市町村（特別区を含む。以下同じ。）における市町村税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(2) 川島町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の構成員等（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(利子補給対象空き家)

第8条 利子補給の対象となる空き家は、町内に所在する融資対象空き家のうち、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 公共事業による補償の対象となっていないもの

(2) 利活用にあたり、原則として相続人及び利害関係者全員の同意を得ているもの

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に掲げる勧告を受けていないもの

(交付申請)

第9条 利子補給金の交付申請をしようとする者は、川島町空き家活用ローン利子補給金交付申請書（様式第1号）に川島町空き家活用ローン利子補給事業実施計画書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利子補給金を交付することを決定したときは川島町空き家活用ローン利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知し、交付しないことを決定したときは川島町空き家活用ローン利子補給金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第11条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、金融機関からの借入金及び利子補給金の額に変更が生じたときは、川島町空き家活用ローン利子補給金変更承認申請書（様式第5

号)に、変更内容が確認できる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認を決定したときは、川島町空き家活用ローン利子補給金変更承認通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(毎年の利子補給金額の証明及び請求)

第12条 交付決定者は、毎年1月1日から2月末日の期間に、金融機関から川島町空き家活用ローン利子補給金に係る約定利子支払証明書(様式第7号)の交付を受け、川島町空き家活用ローン利子補給金交付請求書(様式第8号)とともに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する証明書及び請求書を受理した場合は、第10条で交付決定した内容と照合の上、適当であると認めたときは、対象期間の翌年の3月末日までに対象期間に係る利子補給金を交付する。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (2) 利子補給金の交付決定の内容に違反したとき
- (3) この告示の規定に違反したとき

- 2 町長は、利子補給金の交付の決定を取り消したときは、川島町空き家活用ローン利子補給金交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に利子補給金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第15条 交付決定者は、利子補給金に係る帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、利子補給金を支出する日の属する会計年度の

翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金交付申請書

年 月 日

川島町長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

川島町空き家活用ローン利子補給金の交付を受けたいので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

所有者等	住 所		
	氏 名		
	申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
対象空き家所在地	川島町		
借入先金融機関			
借入金額	円	借 入 日	年 月 日
返済回数	回	毎月の返済日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 対象者の要件を確認するために必要な私の住民票、市町村税等の納付状況等の情報 <input type="checkbox"/> 金融機関から借り受けた空き家活用ローンの実行及び返済状況等の情報 <input type="checkbox"/> 相続人及び利害関係者全員の同意 上記3点について、町が、私の在住する市区町村、融資取扱金融機関又はその他関係者等に照会し、その照会先が情報を提供することを承諾します。 氏名（自署）			

※添付書類 川島町空き家活用ローン利子補給事業実施計画書（様式第2号）

様式第2号（第9条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給事業実施計画書

年 月 日

1 申請者

氏 名	
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 空き家の利活用計画の概要

建 築 時 期	年 月頃建築
空 家 期 間	年 箇月程度
規 模	延床面積 平方メートル ・ 階数 階
利 活 用 内 容	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
実施時期（予定）	年 月頃
空き家バンク	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない（理由： ）
借入金額	円

様式第3号（第10条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申請のあった利子補給金の交付については、次のとおり決定したので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第10条の規定により通知します。

補給年度	年度
対象空き家所在地	川島町
借入金額	金 円
備考	

様式第4号（第10条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申請のあった川島町空き家活用ローン利子補給金については、次のとおり不交付と決定したので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第10条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第5号（第11条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金変更承認申請書

年 月 日

川島町長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

所 有 者	住所 氏名
対象空き家所在地	川島町
変更の内容	
変更の理由	
添付資料	(1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの (2) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで変更承認申請のあった利子補給金について、
下記のとおり承認したので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第
11条第2項の規定により通知します。

当初交付決定年月日	年 月 日 第 号
当初借入金額	金 円
変更借入金額	金 円

様式第8号（第12条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金交付請求書

年 月 日

川島町長 へ

（交付決定者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定を受けました川島町空き家活用ローン利子補給金について、年 月 日から 年 月 日までの期間に係る利子補給金を川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第12条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 借入金額 円
- 3 借入日 年 月 日
- 4 完済予定日 年 月 日
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号	普通・当座		
フリガナ			
口座名義			

※ 上記の内容がわかる預金通帳の写し等を添付してください。

様式第9号（第13条関係）

川島町空き家活用ローン利子補給金交付決定（全部・一部）取消通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで交付を決定した川島町空き家活用ローン利子補給金については、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、川島町空き家活用ローン利子補給事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

当初交付決定年月日	年 月 日 第 号
対象空き家所在地	川島町
借入金額	金 円
取消理由	